

# 「ローカル線（只見線、会津・野岩鉄道）で行く、南会津まるっと周遊事業」 仕様書

## 1 本仕様書について

本仕様書は、発注者「福島県」が受託者「」に委託する標記事業について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の名称

ローカル線（只見線、会津・野岩鉄道）で行く、南会津まるっと周遊事業

## 3 契約期間

契約締結の日から令和6年2月29日（木）まで

## 4 業務の目的

令和4年10月に全線再開通を果たしたJR只見線と南会津地方を走るローカル鉄道である会津・野岩鉄道への乗車や体験活動等を組み込んだ南会津地方周遊ツアーを実施することで、参加者が南会津地方の魅力を体感することにより、ローカル鉄道の利用促進と南会津地方への移住・定住につなげることを目的として本事業を実施するに当たり、優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される者を選定するため、企画プロポーザルを実施する。

## 5 事業の内容

### (1) 周遊ツアーの実施

首都圏等の居住者（首都圏等の親子をメインターゲットとし、その他隣県・県内を含む）を対象に、南会津地方への移住・定住やローカル鉄道（JR只見線、会津・野岩鉄道）の利用促進につなげるための南会津地方周遊ツアーを企画すること。

ア 周遊ツアーの実施時期等は原則以下のとおりとする。

(ア) 実施時期 令和5年7月下旬～9月頃

(イ) 運行回数 3回以上（宿泊2回以上及び日帰り1回以上）

(ウ) 募集人数 45名以上（1回当たり15名以上）

イ 周遊ツアーについて、JR只見線及び会津・野岩鉄道への乗車を含むものとし、列車の団体利用については、受託者が鉄道会社と調整すること。また、団体貸切料金（乗車人員×運賃）が必要となる場合は受託者が負担すること。

なお、日帰りの周遊ツアーでは必ずしも全ての鉄道に乗車する必要はない。

ウ 列車内で企画を行う際は、受託者において鉄道会社と調整すること。

エ 県内からの参加も可能とするため、会津若松市等からの参加が可能な周遊ツアーも造成すること。

オ 周遊ツアーを3回以上運行する中で、南会津地方の4町村（下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町）をそれぞれ1回以上見学・体験できるよう行程を組むこと（1回の周遊ツアーで4町村全てを巡る必要はありません）。

カ 周遊ツアーの行程に、南会津地方の自然や特産品等に触れる体験活動を組み込むこと。

- キ 宿泊及び昼食場所は南会津地方内で選定すること。
- ク 参加者から参加料を徴収すること。ただし、参加料については、通常造成する旅行商品から、宿泊の場合は2万円、日帰りの場合は1万円程度低額とすること。参加料は受託者の収入とし、参加料収入を見込んだ金額を積算すること（参加料の清算は行わない）。
- ケ 南会津地方への移住・定住やJR只見線及び会津・野岩鉄道の継続した利活用につなげるための企画、工夫について、具体的に記載すること。  
なお、詳細は提案内容に基づき、発注者と受注者の協議により決定する。
- コ 参加者を募集するため、各種ウェブ媒体やSNS広告等を活用し、設定したターゲットを考慮した効果的な広報手段により、参加者の募集を行うこと。  
なお、募集方法は提案内容に基づき、発注者と受注者の協議により決定する。
- サ ツアー実施中の参加者の安全面に配慮すること。

## (2) 周遊ツアー実施後の広報

周遊ツアーの様子を撮影・編集し、ローカル鉄道を初めとした南会津地方の魅力を発信すること。

なお、詳細は提案内容に基づき、発注者と受注者の協議により決定する。

## (3) 事業実施結果の分析

周遊ツアーの参加者へアンケートを実施し、参加者の属性、満足度等について分析を行うこと。なお、アンケート項目については提案内容に基づき、発注者と受注者の協議により決定する。

## (4) その他

ア 上記以外で、本事業の目的を達成するために効果的な取組がある場合は、提案すること。

イ 原則として仕様は上記(1)～(3)の内容とするが、企画提案により変更する場合がある。

## 6 成果品

- (1) 委託事業の実績報告書（任意様式）
- (2) 制作した周遊ツアーの様子に関する資料
- (3) その他委託事業の成果の説明に必要な資料

※ なお、本事業により収集したデータ、写真、文書等の著作権は、発注者に帰属するものとする。

## 7 仕様の変更等

### (1) 仕様の変更

本仕様書の内容を変更する必要がある場合には、予め発注者と協議し、承認を得ること。

### (2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は記載内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

## 8 その他

- (1) 受注者は、本仕様書及び発注者の指示に基づき、業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 業務の実施に当たり届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- (3) 業務を実施するために必要な打ち合わせを随時行うこと。また、発注者へ業務の進捗状況を随時報告すること。
- (4) 業務を通じて知り得た情報は機密情報として取り扱うこと。また、業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (5) 業務の実施に伴う成果物の権利は、発注者に帰属するものとする。  
なお、業務の実施に当たり、著作権の取り扱いには十分注意すること。
- (6) 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、予め発注者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができるものとする。